

同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求

泉佐野実行委員会運営要綱

(設置)

第1条 日本を真に人権立国にしていくための法律や行政機構の整備等政府等に要請し、その実現を求める活動をするとともに、人権意識の高揚を全市民的なものとするために、同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求泉佐野実行委員会を設置する。

(活動)

第2条 実行委員会は次の活動をする。

1. 日本を真に人権立国にしていくための法律や行政機構の整備
2. 国際人権規約や人種差別撤廃条約等の具体化と完全批准
3. 同和行政の成果をふまえた人権行政の創造
4. 同和教育の成果をふまえた人権教育の創造
5. 人権尊重のまちづくりの実現
6. その他、目的達成のための諸活動

(組織)

第3条 実行委員会の組織は別表に掲げる団体とする。

(役員等)

第4条 1. 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名
- (2) 委員長 1名（本会を代表し会務を総括する）
- (3) 副委員長 若干名（委員長を補佐する）

2. 顧問は別に定め、委員長及び副委員長は実行委員より互選する。

(会議)

第5条 1. 会議は委員長が必要に応じて召集する。
2. 委員会は必要に応じて関係者を参画させることができる。

(事務局)

第6条 本会の事務局は泉佐野市市長公室人権推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は実行委員会で決定する。

- (付 則) この要綱は、1985年 7月 1日から施行する。
この要綱は、2003年 2月12日改正する。
この要綱は、2003年 4月 1日改正する。
この要綱は、2005年 4月 1日改正する。
この要綱は、2007年 4月 1日改正する。
この要綱は、2011年 4月 1日改正する。

別表 (第3条・第4条関係) 団体・役職名

- (1) 顧問 泉佐野市長
(2) 委員長 泉佐野市人権を守る市民の会会長
(3) 副委員長 泉佐野市町会連合会連合会長
副委員長 泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会会長

| 団体名及び役職名 |
|--------------------------|
| 泉佐野市副市長 |
| 泉佐野市教育委員会教育長 |
| 泉佐野市人権を守る市民の会会長 |
| 泉佐野市PTA連絡協議会会長 |
| 泉佐野市町会連合会連合会長 |
| 岸和田人権擁護委員協議会泉佐野市地域委員会委員長 |
| 泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会会長 |
| 部落解放泉佐野・田尻・熊取共闘会議議長 |
| 部落解放同盟大阪府連合会鶴原支部支部長 |
| 部落解放同盟大阪府連合会下瓦屋支部支部長 |
| 部落解放同盟大阪府連合会樫井支部支部長 |
| 社団法人泉佐野市人権協会理事長 |

2011/05/31 現在